

昭和54年消防白書

火災は減、救急出動は増

大館周辺広域市町村圏組合消防本部では、このほど54年の火災発生状況と救急車の出動状況をまとめました。

これによると圏域（大館市、比内町、田代町）での火災発生件数は34件で、53年に比べ19件減少しており、一方救急車の出動件数は1,082件で、53年に比べ26件増加しています。

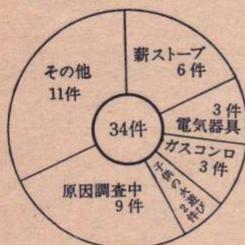
以下は、消防白書のあらましについてお知らせしますが、これからが火災の最も発生しやすい季節でもあり、火の元には十分ご注意をお願いします。

<火災発生状況>

1億4,963万円が灰に

この数年減少傾向にありました火災の発生が、53年において大幅な増加をしたため、54年は火災予防、山火事防止運動を強力に行った結果、火災発生が54年は34件で、53年に比べ10件減少しました。このうち本市が29件、比内町3件、田代町が2件となっており、各市町とも減少しています。

この34件の火災発生原因を次のような表にしてみました。



この表でお分りのとおり、原因は薪ストーブからの火災発生が非常に多くなっています。ついで電気器具、ガスコンロ、子供の火遊びとなっています。

このような状況から、広域消防署では今後も引き続き施設及び人員の充実、強化を図るとともに、火災のないまちづくりのため全力を注ぐことにしています。

しかし、何よりも市民の皆さんのご協力があつた成果があらわれることから、火災予防に対する皆さんのご協力を強く呼びかけています。

<救急出動状況>

1日平均3回の出動

救急車の出動件数は、年々増加の一途をたどっており、54年は1,082件と53年に比べて26件増加しております。これを事故別でみると別表のとおりですが、特に交通事故での出動が53年に比べ40件も多くなっています。

この1,082件の搬送患者の症状からみると、軽傷が全体の40%も占めており、これは特に緊急を要しない場合に救急車を利用する傾向にあることを示しています。このようなことから広域消防署では、生命にかかわる傷病以外は、救急車の出動要請しないように、ご協力を呼びかけています。

<事故別出動件数>

区分	件数
急病	556
交通事故	216
一般負傷	120
労働災害	42
運動競技	18
その他	130

われらが町内
わがグループ

故郷に集う

若者たち
～みどりの会～

今回は、自分たちの故郷を愛し、そこで生きる自分たちの人生について共に考えようとして結成された「大館みどりの会」を紹介します。

その母体ともいえる「みどりの会」は広く全国にわたり、その数およそ80、働く青年が中心となり活動しています。会の発足のきっかけは、戦後まもなく創刊された雑誌「人生手帳」が若者に人間としてより良く生きるにはどうしたら良いか、と提唱したのが始まり。現在、同誌は廃刊されていますが、その呼びかけに共鳴した若者たちにより広く全国各地に波及したものです。

「大館みどりの会」は今から10年前、深井弘美さんを中心として発足されました。会員数は現在5人、青少年ホームや中央公民館を利用しながら活動しています。

主な活動としては月3回の例会、3カ月に1回発行の会報、その他学習会、レクリエーションなど。また四季折々の行事として春の花見、夏の花火、秋の25キロ競歩大会、そして冬の餅つきなどを企画。とりわけ競歩大会は一般参加も自由で、完歩の後にはレースを振り返っての楽しい懇親会もあり、一般の方々にもどしそして参加してほしいとのことです。

また、3カ月に1回発行の会報「ぱっさり」は100ページを超える大掛かりなもの。これには全会員が寄稿、ガリを切る仕事から製本に至るまでおよそ100部

を皆の協力で作っています。できあがった「ぱっさり」は、会員とその希望者に配られ、次にそれがその中から問題点や感じたことを持ち寄り、討論会を開きます。討論を始めるや否、熱中のあまり時のたつも忘れ気が付くと夜の11時12時ということもしばしば。話題の中心はやはり今もっとも身近に抱えた問題として「結婚について」あるいは「職場の問題」そして時には「青少年の自殺」などの社会問題を取り上げることもあります。

「気軽に話せる、友だちができる。そんなサークル」とは会員みんなの声

「—改まってボランティアとか社会に何かを還元するといった目的は持っていないませんが、自分の身近な所から徐々に良くしていきたい、自分も成長したいという願いでみんな集まっています。また同世代の仲間と何かを企画して充実感は、ほんとうに素晴らしいものだと思います」と、現在会長を務める大野昇さんは話してくれました。

なお、「大館みどりの会」では一人で多くの仲間を増やしたいと考えています。入会希望の方、その他お問い合わせは下記へご連絡ください。

事務局 田中裕幸 4873
大館市上岱野字中岱49~5
または、青少年ホーム 42~0872

4月1日から市役所の電話番号が

49-3111

に変わります

くらしの法律相談所を開設

借地、借家、相続、贈与、夫婦、親子関係などの問題でお悩みの方はございませんか。

市では、このようなくらしの法律問題でお困りになっている方々のため、今後毎月18日に無料法律相談所を開設し、各種相談に応じ、問題を解決するための助言を行っています。お気軽にお申し込みください。今月は次のとおり行います。

期日・3月18日(火)

場所・市役所2階

第1会議室

相談員・深見弁護士

伊藤弁護士

申込・ご希望の方は早めに市役所市民相談室(☎42-1212 内線264)へお申し込みください。先着順で12名まで受け付けます。



自分の立場をよく考えて

責任重い「保証人」



友人などから「保証人になってほしい」と頼まれて「ああ、いいよ」とばかり、安易な気持ちでハンコを押した経験はありませんか。

しかし軽い気持ちとは裏腹に、保証人になるということは債権者に対して債務者と同じ責任を引き受けることになるのですから、慎重に考えたいものです。

<借主と同じ責任——連帯保証人>

連帯保証人は、借金や不動産の売買・賃貸などの場合に依頼されるものです。

単なる保証人と連帯保証人では、責任の重さが違ってきます。たとえば、借金の保証人になって、借主がお金を返せなくなった場合を考えてみましょう。

単なる保証人であれば、貸主から請求されても「先に借主の方へ請求してほしい」(催告の抗弁権)あるいは「借主に財産があるから執行せよ」(検索の抗弁権)ということができます。

これに対して連帯保証人の場合は、借主と同じ責任

が生じるため「先に借主の方へ……」という主張は認められません。ですから、借りた人が払うお金や財産がある場合でも、請求されたら支払いをしなければなりません。

<被用者の損害を賠償>

—身元保証人—

身元保証人は、就職などの際に頼まれるものですが、被用者が雇用主に損害を与えた場合にその損害を賠償する責任が生じます。

身元保証の契約期間は、普通3年ですが、商工業関係の見習者の身元保証の場合、5年です。

なお、契約期間中でも、監督が困難になった場合には、契約を解除することができます。

いずれにしても、保証人は責任が重いということを忘れることなく、ハンコを押すのは慎重を期したいものです。

消費者
の窓